



## 請求の趣旨

- 1 令和6年7月7日に執行された東京都知事選挙（以下、「本選挙」という。）の当選効力につき，被告が令和6年8月28日にした決定を取り消す。
  - 2 本選挙における小池百合子候補（以下、「小池候補」という。）の当選を無効とする。
  - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

## 請求の原因

## 目次

第1	事実の概要 .....	3
1	東京都知事選挙について .....	3
2	小池候補に対する刑事告発について .....	3
	（1）経歴詐称 .....	3
	（2）地位利用による出馬要請依頼 .....	4
	（3）地位利用による選挙運動 .....	4
3	東京都知事（以下、「都知事」という。）の給与削減について .....	5
	（1）選挙前日に給与削減について公言していること .....	5
	（2）大審院の判決 .....	5
	（3）給与削減の事実 .....	5
	（4）東京都議会議員の給与削減 .....	6
	（5）まとめ .....	6
4	その他の小池候補の行い .....	6

(1) 東京都聴覚障害新聞記事 .....	6
(2) 低所得者向け商品券配布の告知 .....	6
第2 被告の決定（以下、「本決定(甲第16号証)」という。）について .....	7
1 名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決について .....	7
2 大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決（甲第27号証）について .....	10
3 東京高等裁判所昭和28年2月17日判決（甲第28号証）について .....	11
4 都知事の給与削減について .....	11

## 第1 事実の概要

### 1 東京都知事選挙について

本選挙は、令和6年6月20日に告示され、小池候補他55名が出馬し、投票日前日の同年7月6日まで、それぞれの候補が選挙運動を展開したものである。

### 2 小池候補に対する刑事告発について

#### (1) 経歴詐称

小池候補のカイロ大学卒業という経歴には重大な疑義があるところ、小池候補は本選挙の選挙公報にカイロ大学卒と記載した。

(甲第1号証)この事実は、法第235条第1項に規定する虚偽事項の公表にあたる。

仮に小池候補が公開している卒業証書及び卒業証明書が真正であったとしても、大学の中退者に対し特別な事情の元に送られる類の卒業証書であって、大学での学業を修めたものとは異なると考えられ、特別な事情による卒業証書の交付であるという事実を公にしないという不作為が、法第235条第1項に規定する虚偽事項の公表にあたると思われる。

小池候補のカイロ大学卒業に重大な疑義があることについては、

本選挙告示前の6月18日に小島敏郎弁護士が刑事告発を行っている。(甲第2号証)

(2) 地位利用による出馬要請依頼

本選挙告示前の5月28日、都内の区市町村長の有志52名が、現職の小池百合子知事に対し、3選を目指して出馬するよう要請したという報道(甲第3号証)がなされ、その後、この要請が小池候補からの打診を受けたものであることが露見した。

小池候補は地方公共団体の公務員の地位(法第136条の2第1項1号)を利用して選挙運動をすることができない(同条同項)にもかかわらず、公職の候補者の推薦に関与し、東京都の市長らをしてこれらの行為をさせたものである(同法同条第2項1号)。この行為は、公職の候補者となろうとする者でありかつ公職にある者が公職の候補者として推薦される目的をもってなされたものであり違法である(同法同条第2項)。

なお、本件について、本選挙期間中の6月26日に東京地方検察庁に対し刑事告発がなされている。(甲第4号証)

(3) 地位利用による選挙運動

小池候補は選挙期間中、公務としての記者会見で選挙運動に関する質問に答え、有権者の反応を具体的に説明するなどしており、その模様は動画配信され、多数の選挙人に閲覧されるようにされた。(甲第17号証、甲第18号証)

この行為は、地方公共団体の公務員の地位(法第136条の2第1項1号)を利用して、選挙期間中に公務と称して新聞その他の刊行物の発行をさせる行為と考えられ、法136条の2第2項4号に抵触し、違法である。

本件に関し、本選挙期間中である7月5日に郷原信郎弁護士と上脇博之神戸学院大学教授が小池候補に対する刑事告発を行って

おり（甲第6号証）、8月16日に公開された郷原信郎氏のウェブサイトのコラム（郷原信郎の「世の中間違ってる！」）に、一旦東京地検から返戻された告発状を7月16日に再提出し、「告発事実についての検討及び所要の捜査を行う」との返答を得ているとの記載があった。（甲第19号証）

### 3 東京都知事（以下、「都知事」という。）の給与削減について

#### （1）選挙前日に給与削減について公言していること

小池候補は都知事の給与を半額にしていることを選挙の告示日前日の記者会見で公言（甲第7号証）しており、この事実は選挙人に対し反射的利益をもたらすものと考えられる。したがって当選を得る目的をもつて選挙人に対し金銭、物品その他の財産上の利益の提供を明確にしたものであり違法である。なお、同記者会見では政治資金パーティの継続にも言及しており、給与を削減しながら政治資金パーティで金銭を得ると言う構図が伺える。

#### （2）大審院の判決

大審院大正7年12月19日の判決に「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく条例に基づかないでいかなる給与その他の給付もできないこととされているが、報酬及び費用弁償は普通地方公共団体が支給しなければならない義務を負うものであつて、これを受ける権利は公法上の権利であるから、条例をもつて報酬を支給しないことと定めたり、あらかじめこれを受ける権利を放棄することはできない」（甲第8号証）とある。

#### （3）給与削減の事実

小池候補の給与は条例により、選挙期間中も削減されていたものである（甲第9号証）が、令和五年第2回定例会第百十四号議案の記載を見ると、提出者である都知事小池百合子は、その提案理由として、「都政改革の更なる推進に向けた知事の決意及び姿勢を明

らかにするため、知事の給料等について、特例措置を延長する必要がある」としているが、大審院の判決に照らせば、このような理由で猶予の削減を行うことはできず、「知事の決意と姿勢を明らかに」して、選挙人の投票を得ることを目的とした選挙人に対する利益供与の申し込みであると言わざるを得ない。(甲第10号証)

#### (4) 東京都議会議員の給与削減

都知事の報酬にたいする姿勢は、都議会議員の20%の報酬削減(甲第11号証、甲第12号証)にもつながっており、このような風潮は、一票の為には給与を削減せねばならないと言う風潮を生み出していると考えられる。

#### (5) まとめ

政治家の選挙目的と考えられる給与削減について、司法は明確に禁止すべきである。これはポピュリズムの蔓延を防ぐために必要とされる司法の役割であり、時代の要請である。

### 4 その他の小池候補の行い

#### (1) 東京都聴覚障害新聞記事

小池候補は、選挙期間中に発行される東京都聴覚障害新聞の1面に記事を掲載させており、有権者である聴覚障がい者に対し、公務に見せかけた選挙活動を行っている。(甲第5号証)

すなわち、小池候補は地方公共団体の公務員の地位(法第136条の2第1項1号)を利用して、選挙期間中に公務と称して新聞その他の刊行物の発行をさせており、この行為は法136条の2第2項4号に抵触し、違法である。

#### (2) 低所得者向け商品券配布の告知

小池候補は告示前1か月を切った6月7日の定例会見で、低所得者向けに1万円の商品券を配る新たな経済政策を発表(甲第13号証)しており、この行為は当選を得る目的をもって低所得の選

挙人に対し金銭類似の効果を有する商品券の供与を約束したものである。この商品券に関する通知は6月14日より順次配布される(甲第14号証)こととなり、選挙期間に合わせて選挙人に対し郵送された。この行為は、当選を得る目的をもって選挙人に対し金銭の供与もしくは供与の約束をしたものであり、法第221条第1項に抵触し違法である。

第2 被告の決定(以下、「本決定(甲第16号証)」という。)について

被告は、本選挙における原告らの異議の申し出(甲第15号証)を棄却したのであるが、決定書「第2 申出人らの主張に対する当委員会の判断」について、下記の通り反論する。

被告の決定の理由は、AIが起案したのではないかと思えるほど、単純な当てはめに終始している。もっとも現在のAIは性能が高度であるため、もっと繊細な書面を抽出する能力を有するようにも考えられる。

1 名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決について

この判決については被告が引用する訟務月報39巻10号1978頁(甲第20号証)にあるように、候補者の経歴詐称等が当選無効原因及び選挙無効原因に当たるか否かが争われた初めての事例とされ、同様の記載は速報として掲載された判例タイムスNo. 805(甲第21号証)にもある。また、判例自治117号(甲第22号証)では、本件がマスコミを大いに賑わした事件であったとして、その概要が示されている。

加えて、J P press、2024年4月22日に掲載された伊藤乾氏のコラム「小池百合子都知事はなぜ「学歴」に惹かれるのか？」(甲第23号証)によれば、本件事件当事者であった新聞正次氏と小池候補が参議院同期であったこと、かたや学歴詐称が有罪となり任期途

中で辞任、かたや任期途中で衆院への鞍替えによる辞職とあり、同じ学歴詐称議員でありながら明暗がくっきりと分かれたことが詳述されている。

参議院のウェブサイトにある歴代参議院議員一覧（甲第24号証）によれば、新聞正次氏は平成4年に行われた第16回参議院議員選挙で当選し、平成6年7月29日に公職選挙法（以下、「法」という。）第251条に基づき失職し、小池候補は平成4年に行われた第16期で当選し、平成5年7月4日に法第90条に基づき、立候補のために議員辞職をしていることが見て取れる。

この判決は、その理由中、「当選無効原因として主張するところは、要するに、本件選挙における当選人である新聞が自己の当選を得る目的をもって本件選挙に際し自己の学歴、経歴等を詐称したという点に帰着する」として「当選人決定についての違法に当たるものでないことは明らかであるから、これをもって本件当選訴訟における適法な当選無効原因とすることのできないこともまた右に説示したところによって明らかである。」としながら、「新聞の諸行為は、公選法上の罰則に掲げる行為に該当することの可能性がきわめて高いものといわざるを得ない」と評価した上で、「その場合においても、当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている（公選法二五一条）ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」として

いるのである。

裁判所が「当選無効訴訟を提起することはできない」とまで言い切っていることについては、疑問を禁じ得ないが、この判決からは、刑事裁判（甲第25号証及び甲第26号証）が当然にその役割を果たすことを見据えていることが伺える。すなわち、裁判所全体として、司法の役割を果たすことができることを前提とした請求棄却の判決であったこと考えられるのである。

また、この判決は、「学歴、経歴等を詐称したという点に帰着する」とされているのに対し、われわれ原告が提示している小池候補の犯罪は、経歴詐称に留まるわけではない。小池候補は経歴詐称の他に、公務員の地位利用について2つの刑事訴訟を提起されているのである。そして、第1の2（3）については、現行犯と言っても過言ではないのである。

さらに加えて、この判決は、選挙の無効原因の有無にも言及しており、その中で「原告の主張・指摘する新聞の学歴詐称、経歴詐称等の点については、本件記録及び弁論の全趣旨によりその全部を認めることができる」と明言している。被告はこの判決を決定の理由中、3度も引用しながら、その全体については何ら配慮せず、都合のいいところをつまみ食いしているとしか言いようがないのである。

そして、この判決が、その時代背景についても言及していることに、われわれ原告は着目しなければならない。判決は、「（一）選挙人にとって、本件のような国政選挙における候補者に関する情報としては、候補者側から流されるものが殆どで、自ら取得できるものは極めて乏しいことが通常一般であること、（二）その中でも候補者の学歴、経歴に関する情報は、選挙人が投票すべき候補者を選択するための参考資料の中でも比較的重要なものの一つと考えられる」と指摘している。さて、現代における選挙人の状況はいかなるものであ

うか。先に引用した J P press 「小池百合子都知事はなぜ「学歴」に惹かれるのか？」の冒頭には、「卒業証明は世間一般で就職などに必要とされる書類ですから、まともに学校を出ていれば、事務的にすぐに出てくるものです。小池百合子さんから一度として、まともな卒業証明書が出てきたためしがないことは、彼女の学歴が「普通のものではない」ことを、直接示唆する証拠になってしまっている。」と記載されている。

小池候補の学歴詐称については、30年以上前になされた、この判決の理由中にあるように「候補者側から流されるものが殆どで、自ら取得できるものは極めて乏しい」というような状況ではなく、もはや周知となっているのである。2020年5月に発行された「女帝 小池百合子」（石井妙子著）はベストセラーとなり、ネット上に小池候補の学歴詐称の噂はあふれかえっているのが現代社会の実情である。

そして、学歴が明らかに詐称されていることに一票の動向が左右されないという事実は、原告らにとっては空恐ろしい状況である。

そもそも被告は常日頃から、「明るい選挙」を推進しているはずであり、その明るい選挙と犯罪を見て見ぬふりをするような行いが両立するはずがないのである。

刑事裁判が担うべき選挙犯罪に関する捜査を被告ができないということと、候補者の犯罪に関して何ら発言しないということは別の問題である。被告は選挙管理委員会としての職責を果たすためにも、小池候補の犯罪について何らかの評価を与える必要がある。

## 2 大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決（甲第27号証）について

この裁判は、選挙管理委員会の行為に違法が認められた事例である。本件に照らしてみれば、被告は積極的な違法行為を行っていると認められない。が、不作為の違法は認められるのである。被告は、第1の2（2）、（3）について、小池候補に対して、注意す

ることが可能だったと考えられる。それとも、被告の組織は現職の都知事について、何ら発言することのできないような組織に墮落しているということであろうか。

- 3 東京高等裁判所昭和28年2月17日判決(甲第28号証)について  
この判決は利益誘導のような公約であることをもって、当選の効力に関する訴訟の理由となるか否かを判じたものである。

原告らが提示した第1の4(1)(2)が直ちに犯罪を構成するものでないことは事実として認めるが、現職の都知事であった小池候補が再選を目指す選挙に於いて、このようないわば選挙のための政策を行うことについては、明るい選挙を掲げる被告はどのように考えているのであろうか。

ちなみに、歴代の現職の都知事はこれまでの選挙で無敗であった。(甲第29号証)このような歴史から見ると、選挙に於いて、候補者となった現職都知事にはいわゆる横綱相撲をとることが期待されているのではないだろうか。すなわち公明正大であること倫理的であることが望まれるのである。これに対し、小池候補は李下に冠を正すような選挙戦を展開し続けていたのである。このような現職都知事の選挙のあり方について、被告は何の意見も持たないのであろうか。

- 4 都知事の給与削減について

被告は(3)の判例を持って、小池候補の都知事給与削減についての答弁とする意図であったと考えられるが、都知事の給与削減については大審院の判決、大判大正7年12月19日(甲第30号証)があり、この判決を考慮した上で判断がなされなければならない。

大判大正7年12月19日の事件は、「詐欺業務横領文書偽造行使並付帯私訴の件」であり、刑事裁判であった。判事事項は「名誉職員の実費弁償金請求権の性質」であり、法律新聞第千五百七号(甲第31号証)記載の名誉職員と実費弁償金請求権の性質によれば「町村制

第八十四条（甲第32号証）には名誉職員は職務の為め要する費用の弁償を受くることを得と規定せるを以て、名誉職員が町村に対し所謂実費弁償金を請求したるときは町村は之が支給を拒むとを得ざるものとす乃ち実費弁償金の請求は名誉職員の公権にして、而も同法中特に実費弁償金を辞することを得る旨の規定なく従って、名誉職員各個若は教会の意思を以て之を左右することを許さざるものなりとす。故に其協会の決議に依り予め該権利の不行使若は之が棄却するを得ざるものと解するを至当とす。」とされ、この判決に照らして記載された甲第8号証の記載にあるように「条例をもつて報酬を支給しないことと定めたり、あらかじめこれを受ける権利を放棄することはできない」のである。

そして東京都知事等の給料に関する条例（甲第33号証）にも、予め給料を辞する旨の規定はないのである。

それにもかかわらず、小池候補は自ら条例を提出（甲第10号証）し、給与を50%削減したのである。

もっとも大審院で横領を問われた名誉職員（村会議員、村上惟作）は、明治37、8年度に日露戦役の為め村議会議員一同狭義の上、実費弁償を辞退したというのであるから、道義的な意思表示として、実費弁償を受けないあるいは給与を減額するというような意思表示は可能であると考えられる。

翻って、現在の東京都に都知事が給料を、また議員が補修を削減しなければならないような特段の事情があるであろうか。

甲第34号証によれば、東京都は、一般会計だけで年間8兆円超の予算を執行する巨大組織であり、財源が豊富で特別会計や公営企業会計を含めれば、スウェーデンやチェコに匹敵するとされる。

そのような組織に置いて、政治家が自らの給与を削減するとすれば、「都政改革の更なる推進に向けた知事の決意及び姿勢を明らかに

するため」(甲第10号証)という美辞麗句なのである。これは単に有権者の歡心を買うためであると言うほかはない。

そして、現代社会において、政治家の給与削減がたいへん人気のある所業であることを改めて指摘しておかなければならない。被告はもとより裁判所は、政治家がこのような形で給与を削減することが一票に結び付くことの弊害がいかなるものか、ポピュリズムの蔓延が社会に何をもたらすことになるのか、真剣に考える必要があるのである。

東京都のウェブサイト上で公開されている令和3年10月29日現在の都職員の給与の状況(甲第35号証)の[9]特別職の給料・報酬、期末手当の状況によれば、都知事の給料は728,000円であり、本来の金額1,456,000円から50%の減額となっている。またこの都知事の給料の減額に対応する形で、議長、副議長、議員の報酬はそれぞれ20%削減されているのである。

そして、選挙で選ばれるわけではない副知事、教育長については給料の減額はなされていないことから、選挙で一票を必要とする議員が給与削減という同調圧力に抗しがたい状況が透けて見えるのである。

そもそも、都知事の給与額及び都議会議員の報酬額はそれなりの根拠を持って規定されているのではないかと推察するが、東京都のような財政規模の自治体において、政治家の給与削減がどのような意味を持つのか、改めて考える時期に来ているのではないだろうか。

なお、第2の1(1)で引用した名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決は、「多年にわたり数百億円もの巨額の寄付を行ったなどという、その内容が極めて重大・悪質な虚偽宣伝を各種の巧妙な手段を用いて行った場合には(=略=)選挙人全般について自由な判断による投票が阻害されたものと評価することも決して不当ではないで

あろう」との記述がある。要するに「金」という価値基準は最も分かりやすく選挙人の目くらしとなることを指摘しているのである。

原告らは、小池候補の給与削減が高邁な行いだと考えることは到底できず、選挙の結果をゆがめる悪しきふるまいだと断ずる必要があると考える。

もう一つ、都議会議員が都知事のリーダーシップにより、20%の給与減額を行っていることについて、大審院の判決に照らせば、個々の議員は減額分の報酬をいつでも受け取る権利があるということになる。個々の議員は様々な理由を抱えていることは想像に難くない。罰としてなされるべき報酬減額を自ら進んで行うと美談になるのは、財政がひっ迫しているような場合であって、東京都のような健全な自治体において、一票を目当てに給与減額を行うことは本末転倒であり、明確に禁止されるべきである。

そして、当然の帰結として、厚顔無恥な小池候補の当選を無効とすることを求める。

原告らは、被告と裁判所の誠実な対応を切に望むものである。

以上